

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
瀬戸内海 機船船び き網漁業	瀬戸内海い わし機船船 びき網漁業	22 隻	10 ト未満	四国中央市と新居浜市との境界から越智郡上島 町江ノ島頂上を結んだ線及びその延長線以東の 燧灘	5. 15～ 翌 1. 15	四国中央市川之 江、同市三島又は 同市寒川に漁業根 拠地を有する者
固定式刺 し網漁業	かに建網漁 業	2 隻	定めなし	西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から越智 郡上島町魚島頂上及び広島県田島南端を順次結 んだ線以東の燧灘 ただし、越智郡上島町魚島、同町高井神島及び同 町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500 メ ートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神島、 同市美濃島、同市小平市島周辺最大高潮時海岸 線から 2,000 メートル以内の区域及び共同漁業 権漁場区域内を除く。	1. 1～ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。